

## 令和8年6月版 総合評価落札方式の試行に関する運用ガイドライン 改定概要

### 1 評価基準等の改定

- (1) 評価項目「週休2日制工事の施工実績」(1点)の評価を終了
- (2) ガイドラインにおける記載内容の明確化
  - ・設計金額と技術的難易度による提供の目安に、併用できる型式を併記
  - ・JV 結成時の工事成績評定の計算方法について明確化  
いずれも運用面の変更はないが、今回の改正に合わせて明確化する。
- (3) 評価項目「ICT 施工技術の活用」の評価基準を変更

### 2 技術評価点

標準点を100点、評価点(基本形)を12.5点～59.5点で設定する。

	評価点(基本形)			
	新		旧	
	県内型	県内外型	県内型	県内外型
特別簡易型(I)	12.5～16.5点	—	13.5～17.5点	—
特別簡易型(II)	15.5～19.5点	13～14点	16.5～20.5点	13～14点
簡易型	25.5～29.5点	23～24点	26.5～30.5点	23～24点
標準型	35.5～59.5点	33～54点	36.5～60.5点	33～54点

### 3 その他

- (1) 過去の対象期間を改定年度に合わせて改める。
- (2) 誤謬等を修正する。

以上